平 和 研 究

Peace Studies

主任研究員:三橋 浩

分担研究員:井口秀作 岩本 勲 テモテ・カーン 重光世洋 河井徳治

瀬島順一郎 谷田信一 田間泰子 平塚 彰 福田和悟 森 正保

マンフレッド・リングホーファー 山田全紀

A 一般報告

I 本研究組織の特徴は、総合科学として位置づけられている関係上、多くの領域の研究 者達によって、学部横断的な形で活動を行っているというところにある。平和を単に「戦 争のない状態」と捉えるだけでなく、社会に潜む構造的暴力や自然に対する人間のあり方 にも平和を阻害する要因を見、それを克服するための科学でもあるので、そうならざるを 得ないのである。その趣旨に沿った1997年度におけるわれわれの活動は以下の通りで ある。

Ⅱ メンバーとして、新規に教養部の森正保教授、短期大学部のテモテ・カーン講師、田間泰子助教授が加入し、登録研究員は13名となった。又教養部の原田一美助教授、藤永壮助教授、経済学部非常勤講師の雑賀恵子氏、元教養部非常勤講師の掘一郎氏、梅花女子大学教授の大塚保信氏、滋賀県立大学教授の末石富太郎氏にも協力いただいた。

Ⅲ 1997年の「研究報告会」は、下記の如く、6件行った。

① 97年度平和研究のあり方について フリートーキング 5月 6日

②・97年日本平和学会春季テーマ「アジアと人権」を巡って

M・リングホーファー研究員(教養部)

T・カーン研究員(短期大学部)

7月 1日

③ 中絶と殺人とのあいだ 田間泰子研究員 9月30日

④ ヤマギシズムについて 瀬島順一郎研究員 11月18日

⑤ 環境と観光-Pax Touristica 末石冨太郎氏 12月19日

⑥ 98年度平和研究について 三橋浩研究員 3月10日

IV 本組織研究員が中心となって文部省科学研究助成金の申請 3 件を行った内、河井徳治研究員を代表研究員とする「過去、現在、未来における平和実現の諸条件の倫理学的研究」が採択された。

新たに、下記の如く1998年度分の申請を行った。

. ①「過去及び現在における平和の実現と阻害の諸条件の研究-日本とヨーロッパ」

代表研究員:岩本勲研究員

分担研究員:井口秀作、マンフレッド・リングホーファー各研究員

原田一美教養部助教授、藤永壮教養部助教授

②「太陽光線による水圏の環境評価」

代表研究員:福田和悟研究員

分担研究員:重光世洋、平塚彰各研究員

③「人間と社会と自然を媒介する環境平和の概念についての思想史的研究」

代表研究員:三橋浩研究員 分担研究員:平塚彰研究員

V 公開講座「平和学」を「平和学」Fコースと併設で土曜2限に開講した。受講市民は27名。6名の本研究員及び梅花女子大学教授の大塚保信氏が講師に当たった。

その特別企画として以下の3件の活動を行った。

- ① 映画「GAMA-月桃の花」・「ナヌムの家」の上映。
- ② BBCC及び短大教員の協力を得て、大阪スカイビル庭園と京都園部町施設を教室 とした3元の遠隔授業を実験的に行った。
- ③ 上記Ⅲ⑤とセットに特別学術講演会を行った。

B 分担研究報告

人間の本性と攻撃性との関係についての研究 三橋 浩(教養部)

平成9年度も、本研究組織「平和研究」の主任研究員の任にあずかることとなり、本研究員は自己の分担研究課題を追究する一方で、全体をとりまとめる仕事を併せ持つこととなった。

平成9年度における本研究員の個別分担研究課題は「人間の本性と攻撃性との関係についての研究」である。毎年の報告書にも記載しているごとく、その一貫した態度は「人間をホモ・サピエンスとしてみる立場からの平和への考察」である。人間の生物的存在性を強調する視座のもとに、「平和」の問題についてのアプローチの可能性を模索しようとするものである。

平成9年度は河井徳治研究員を代表研究員とする文部省科学研究費補助金の申請(研究テーマ:「過去、現在、未来における平和実現の諸条件の倫理学的研究」・分担研究員としての本研究員のテーマは本学の長期的共同研究組織「平和研究」での分担研究課題と同じ)が採択され、そこでの研究成果の発表が義務づけられているので、それへ向けての資料収集と研究が新たな課題となった。

それと並行して、平成9年度は、本組織の分担研究員としての研究活動の総括をするべき時期だと判断したので、本学産業研究所の「刊行助成金」の補助を受けて、大阪教育図書株式会社より、『ホモ・サピエンスと平和』のタイトルのもとに単行本として成果発表をするに至った。

内容はこれまでの研究成果をとりまとめ、今日的視座から再構成したもので、以下の章 から構成されている。

- 第1章-ホモ・サピエンスの誕生についての素描
- 第2章-歴史から消えたホモ・サピエンス
- 第3章-ホモ・サピエンスの「本性」を巡る歴史的変遷
- 第4章-近代進化思想についての素描
- 第5章-ホモ・サピエンスの行方
- 第6章-平和への動物学的アプローチ
- 第7章-人類は生き残れるのか
- 第8章-「人間」とは何か

民主主義と平和 排口秀作(教養部)

究極的な目標として、「平和」に反対する人はいないだろう。問題は、なぜ「平和」を目指すのか、いかなる「平和」を目指すのか、また、いかにしてそれを実現するかである。 筆者個人にとっての現在の課題は、最後の平和実現の手段にある。

そこで、「平和」を実現する手段として、民主主義を考えたい。民主主義によって「平和」が実現できるか、また、いかなる「平和」が実現できるのか。ブルース・ラセットも、「民主制の発展が続けば、世界が比較的平和になる時代がもたらされるのか。政策決定者たちは、そのような平和な世界を可能にするために行動することができるのか、できるとすればどのようにこうどうすればよいのだろうか」という問題提起をしている。

しかし、このような問題提起をする場合、「平和」についてだけでなく、民主主義についても、いかなる民主主義か、どのようなものが民主主義か、を考えてみる必要がある。 民主主義の質の問題といってもいい。そこで、具体的な制度としてレフェレンダムの問題に取り組んだ。成果として、「フランス第五共和制憲法におけるレフェレンダム」(杉原泰雄・清水睦編『憲法の歴史と比較』日本評論社)を発表した。そこでは、フランス第五共和制憲法下のレフェレンダムをめぐる動向をとりあげ、「レフェレンダムによる民主化」と「レフェレンダムの民主化」を区別すべきこと、フランスの現在の状況は、レフェレンダムを民主化しないままに、レフェレンダムの拡大を目指すものであることを、指摘しておいた。

アジアにおける新たな国際関係(中間報告) 岩本 勲(教養部)

冷戦後10年も満たない今日、国際関係はダイナミックに再編されつつある。その一つの流れはブロック経済化の方向である。ヨーロッパは内部に幾多の矛盾を秘めながらもEU通貨統合が現実のものとなり、かつての東欧社会主義諸国を含めて経済的にはEUに、軍事的にはNATOに統合される方向に向かっている。南北アメリカでは、NAFTAを皮切りに2000年をめどに米州自由貿易地域(FTAA)が形成されようとしている。

一方、アジアではAPECの首脳会談が1993年以来定期化され、ロシアが1987年にこれに加盟するにおよんで、APECは東アジア・太平洋の経済的諸関係をすっぽりと包みこむ網のような観さえ呈している。だが、この地域は各国の経済発展の程度は千差万別あり、利害も錯綜し、APECが経済ブロック化するとは単純にはいえない複雑さを持っている。

この地域の国際関係は現在、日・米・中・露の4カ国の相互関係をメイン・システムとして、ASEANとこれら諸国との関係、南北朝鮮と日・米・中の諸関係、中台関係とこれらと日米との諸関係、をいわばサブ・システムとして展開している。この地域の国際諸関係を解明するには、あたかも複雑な連立方程式を解くに似た作業を要することになる。

日米安保関係は、1997年の新ガイドラインの合意によって、新たな段階に達し、日米関係はより緊密になったかに見える。だが、アメリカのアジア政策は日本一辺倒ではもちろんなく、新たな米中関係の構築は対日牽制策となっている。

米中関係は、中国国家主席が1997年10月にワシントンを訪問することによって新時代が切り開らかれた。両国は「建設的な戦略的パートナーシップの構築」を確認し、それはあたかも冷戦中の米ソ関係の重みが米中関係として再現されたかのような様相を示している。

日中間関係は1997年、国交回復25年を迎え、首脳の毎年の相互訪問を行う関係に成熟している。しかし、安全保障の面での対立、とくに新ガイドラインの対象に台湾を含めるか否かの問題では深刻な対立を残している。

米露関係の転換は1997年、ロシアをG8に組み入れたことに象徴されている。しかし、ロシアはアメリカとの対抗上も、また西からのNATO東漸にも直面して、中国関係の修復をはかり、1994年、96年の共同声明で「建設的パートナーシップ」や「戦略的パートナーシップ」を確認し、1997年には中露国境の最終確定を行った。ロシアの対日関係の修復政策もこれらの路線上にある。

今後の研究では、上記の諸関係の現在と将来の見通しを解明したい。なお、以上の国際 関係については、近刊予定の『現代政治の諸問題 - 世界と日本』において、詳述した。

文芸比較の方法と諸問題から見る平和学とエスニシティーの研究 カーン・テモテ (短期大学部)

昨年4月に平和研究に参加し始めて以来、以前から行っていた文芸比較、比較文化、文化論の研究を通じて異文化間において現れるエスニシティー(ethnicity)の描かれ方に焦点を当、分析を成っている。特に研究対象として扱っているのは、支配的立場にある文化・社会(ruling/major socio-culture)と少数で政治的に弱者である人々が接することによって生じる葛藤を題材にした映画と小説である。その最も重要な理由として現在、文学をはじめ映画・演劇等のジャンルにマイノリティーに属する作家の活躍が目立ち、国際的にも表舞台に立つことが多くなっている。

分析の方法としてまず文化記号論を用いてテキスト(映画、小説)を作者と読者との間にコミュニケーションを可能にする媒体と捉えることから始めている。つまり伝える側とそのメッセージを解釈する観客や読者の関係である。しかし、テキストの性格にもよるが作者がマイノリティーに属する場合とそうでないマジョリティーの一員とでは問題意識の差は勿論、相手を描く(書く、映像化する)ときに大きな認識の相違が存在している。このことは当然であるが、どちらも自分のエスニシティーを事細かく描写すると共に、相手を意識的・無意識的に一般化し、ステレオタイプとして扱う事が多い。作者の想像力から生まれる虚構で有る限りどのテキストも解釈する側のコンテクストやサブコンテクストに意味をもたらすためにはこのような単純化(essentializing)から逃れることができない。問題は芸術作品の送り手である作者が訴えたいメッセージの内容が一方にあり、そしてそのメッセージをどこまで美的に味わえるものとして、受け手へ伝えれるか接点を定める時に妥協をしなくてはならない。

以上を平和学と関連して考えると次のようなことが言えるだろう。人類は一つの生命体系(biosphere)に存在すると共に、意味を発生する記号体系(semio-sphere)にも依存する。つまり生命を可能にするDNAを始め人間が必要とする言語、文化に至るまでが記号伝達に元ずく。このようにして捉えると全てのメッセージは支配者側(民主主義の元で権力を持つ者も含めて)からとその支配の下に置かれた弱者側からとに大きく区別できる。そしてもう一つの軸に暴力的伝達と非暴力的伝達法がある。いずれも極端な形をとるものがあり、たとえば軍事的方法や環境を無視した制作(そこに住む人々の生活権限や他の生物の存在)、テロ(弱者側)など暴力を伝達手段にして現在の核問題、環境問題など引き起こしている。もう一方の非暴力的伝達は市民投票、平和運動、NGO、環境保全政策、リサイクル運動と言った方法が見られる。これらは支配者からであろうと弱者からであろうと極端で大規模であるため教育や政治の領域での反応が一早く学会等から反響をうける。

しかし、極点の間にある周辺的伝達に関してはまだ十分に進められていないように思える。なぜならそこにはあらゆる視点と立場が共存し微妙に伝達様式が混在しているからで

ある。現在のマスコミ、出版、教材、文芸作品(娯楽作品を含めて)は送り手から受け手までが統一した流れになっていないため複雑な構造を内部的に秘めている。映画や小説もここに含まれている。

まだ現在の時点で整理しておかなければ成らない問題が残っているが、この秋に本大学で開かれる日本平和学会で報告する準備を行っている。

都市丘陵地小流域の水環境管理について 重光世洋(工学部) 河 川 環 境 シ ス テ ム に つ い て 平塚 彰(工学部)

われわれは、これまで都市丘陵地小流域の水環境管理に関する研究を行ってきたが、これまでの研究によって、本流域の河川環境システムにおける基本的な水量・水質特性をある程度把握することができた。平成9年度においては、これまでの成果を踏まえ、とくに太陽紫外線による水圏環境の評価を重点に研究を行った。

本研究では、本流域近傍にある貯水池において、まず環境指標としての太陽紫外線量(UV)の評価に関する調査研究を行い、次にUVの変化量のトレンドを数式化して表すことができれば、太陽光線の変化量測定によって水圏環境の変化を予測することが可能となるので、過去3年間の同貯水池におけるUVと富栄養化の指針となっているクロロフィルaの季節変化を測定し、これらのトレンドの数式化を試みた。

これらの研究成果は、下記参考文献に示す刊行物において発表しているので、参照され たい。これらの概要を示すと以下のとおりである。

(1) 環境指標としての太陽紫外線量(UV)の評価:

本研究では、過去 3 年間の太陽紫外線量(UV)と水質の関係について検討を行った。 UVと水質の関係をみると、大枠の傾向では過去 3 年間ともほぼ同様のようである。しかし、1997年は、多雨と平均並みの気温のためか、測定された UVが比較的少なく、UV量も表層部(10cm)のみに季節的変化が表れているようである。したがって、UV量と相対関係にある $(PO_4)^3$ とT-Nおよびクロロフィル a の各値もかなり小さく、当初予想したクロロフィル a とトリハロメタンおよび UVとトリハロメタンの関係が求められなかった。 1997年は、UV量が比較的小さかったため、クロロフィル a の値も小さく、また、トリハロメタンもその値が $0.001mg/\ell$ 以下と小さくなったものと考えられる。言い換えれば、UV量が大きいと、クロロフィル a の量が増加し、トリハロメタン生成に寄与していることが確かめられることも考えられるので、更にクロロフィル a とトリハロメタン、UVと

トリハロメタンの間の相互関係の検討が今後の課題として残されている。

(2) 太陽紫外線による水圏環境の評価 - U V とクロロフィル a の関係 - :

本研究では、過去 3 年間の同貯水池における水中でのUVと富栄養化の指針となっているクロロフィル a の季節的変化を測定し、これらの上昇部のトレンドの数式化を試みた。その結果、UVおよびクロロフィル a の勾配の係数の関係から、 $\beta=2$. 489 $\alpha^{1.382}$, R=0. 947という関係式が得られた。これにより、UVの α 値によって、クロロフィル a の β 値すなわちクロロフィル a の増加量をある程度予測することが可能となることがわかった。すなわち、UVおよびクロロフィル a は、それぞれmD α および n D β の式で表すことができ、UVの α 値によって、クロロフィル a の β 値、すなわちクロロフィル a の増加量がある程度予測できると考える。今回のデータ範囲では、UVに関してその絶対量は別として、 $\alpha>0$. 4 であれば、クロロフィル a の量は増大し、 $\alpha<0$. 3 の場合は、その量の増大は顕著ではなかった。したがって、いずれの場合であっても、UVの α 値によってクロロフィル a の β 値すなわちクロロフィル a の量の増加傾向をある程度量的に予想できるように考える。

(参考文献)

- 1) 平塚、高岡、福田、重光;環境指標としての太陽紫外線量の評価、環境システム研究、 25巻、pp. 521-524、1997.
- 2) 平塚、福田、重光; 貯水池における水質と太陽紫外線量の関係について(4)、第5回生物利用新技術研究シンポジウム論文集、pp. 156-159、1997.

平和の理念とその実現河井徳治(教養部)

久しい間我々は平和の概念を<戦争>の対概念として理解してきた。最近の平和研究の成果の一つは、これがあくまでも戦争のない状態、つまりは消極的平和の段階であって、戦争の原因となる諸因子を根絶した状態とは異なるという認識、つまりそれは、一種の休戦状態にすぎず、カントの定義で言えば、平和とは一切の敵意の終焉であるとする状態、即ち積極的平和こそ、平和の理念の中枢であり、その実現こそが求められているという認識の一般化であったと言える。戦争の反対概念は<困窮>だというピヒトの捉え方や構造的暴力の止揚に平和を考えるガルトウングの捉え方など、いずれも<積極的平和>という概念の内実に迫る試みであろう。しかし<平和>を積極的に捉える試みとしてはまだ十全でないことは明らかである。平和の概念を積極的に、つまり闇の状態と比較して光の状態を知る如くにではなく、平和の内実をそれ自体として浮き彫りにする試みが求められているのである。

この課題に取組み、平成9年3月には論文「自由の哲学的可能性について」(本学論集

人文科学編第91号所収)において、デカルト及びカントの自由観と比較したスピノザの自由観を浮き彫りにする試みを行い、更にこれを敷衍する考察を加えて平成9年6月にスピノザ協会における研究会にて発表し、貴重な反応を得ることができた。なぜ自由の概念に着目するのかという点について言えば、この概念もまた平和の概念同様、積極的規定を必要とし長年哲学的課題として極めて重要な意義をもつものとして意識され、しかも平和の概念を積極的に把握するために必要不可欠な概念だからである。人間的自由の実現と平和の理念の実現が、不可分であるという事態の認識こそ、積極的平和の理念の解明とその実現の歴史的、社会的意義の認識にとって要となるものと考える。

この点についてのより詳細な報告は、科学研究費の報告書、並びに本年末刊行予定のスピノザ協会年誌創刊号において行う所存である。

平 和 と ユ ー ト ピ ア 瀬島順一郎(教養部)

ヤマギシはユートピアか:その理想と現実

ヤマギシは平成10年 5 月名古屋税務局から200億円の脱税を摘発され70億円の追徴課税の支払い命令を受けた。ヤマギシへの入村者は持てる財産をすべてヤマギシ会に寄付の形で譲渡しなければならない。その際には村を出る時にも返還しないという念書をとられる。つまり、その寄付された形の金額がここ数年で200億円に達しておりそれに課税されたということである。ヤマギシは給与、固定資産税、その他の納税義務は果たしており、今回の課税にたいしても今のところ支払うようである。

ヤマギシは現在、世界でも最も成功している共同体であろう。1959年山岸巳代蔵によって提唱された革命的思想を実践する共同農業団体である。養鶏、養豚、酪農その他の農産物、加工食品を生産している。39カ村の支部をもち約5000人の村人が暮らしている。そのうち子供は2500人といわれている。ヤマギシは平成10年5月には三重県に学校法人設立の申請をした。生産物はトラック250台、全国約100箇所の供給所で販売される。年間の売り上げは250億円にのぼると推測されている。村人は早朝から夜遅くまで働く、年間の労働時間は4000時間になるが給与などはまったく支払われない。

私有財産を認めない無所有の原理による共同体であるが、村人は一つの大きな財布を持っていると考えている。私有財産が社会の不平等と諸悪の根源であると考える系譜はプラトンはもとよりトーマス・モア、空想的ユトピスト、そして共産主義、社会主義にも共通したものである。しかし本当に私有財産の放棄が理想社会の実現の処方せんなのであろうか。たしかにそれは物質的な不平等は最小限に押さえられるであろう。このことは現実の社会主義国や共産主義国において実証されていると考えても良いであろう。しかし、権力の集中や独裁そして個人の自由意志の抑圧といった問題はその代償として惹起しているといわねばならないであろう。

ヤマギシは発足以来15年くらいはその過激な革命思想にもかかわらず温厚な牧歌的農業

集団であったと筆者は考えている。1976年に内部改革後、急速に拡大路線がとられるようになり急進 Z 革命のスローガンのもと大量販売によって莫大な蓄財を計り始めたのである。現在ヤマギシの大きな財布はますます膨れ上がり、土地は浸潤する水流のように広がりつつある。まわりの豊かな資本主義社会の養分を吸い上げながら拡大の一途を辿っているのである。この壮大な実験は何をもたらすのか、特講という人格変容をひき起こすセミナーによって自我を失った村人は本当に幸福なのか、そしてそれは本来の人間といえるのであろうか。理想郷の実現には私有財産の否定以外に何が必要なのかヤマギシの実態に迫りつつ考察をすすめる。

谷田信一(教養部)

生命倫理の諸問題と平和問題とは、倫理学的に見て、きわめて強い結びつきがあると考えられる。なぜなら、生命倫理においても平和問題においても、中心的な位置を占めるのは人間の生命や人格の尊厳を具体的な決定や行為の中でどのように価値づけ、またどのように扱うか、という点に関する態度だからである。ただし、生命倫理においては、通常、個々の患者の生命や人格の尊厳を具体的な医療のケースにおいてどう扱うかという点が主として問題になるのに対して、平和問題においては、戦争や威圧などの国家(ないし集団)間の利害衝突や政治力学、さらには地球規模の視野におけるさまざまな人道的・エコエティカ的諸問題などが中心的な重要性を持つものとして研究の大きな部分を占めることになってくるであろう。しかしながら、このような相違はあるにしても、倫理学的に見れば、どちらも、人間の生命や人格の尊厳にかかわるような仕方で「義務どうしの衝突」や「義務と欲望との衝突」が問題となるという点で明確な共通性を持っているのであり、それゆえ、そのような共通性を視座の中心に据えつつ倫理学的な基礎から問題を考究していくことは十分に意味がある作業だと思われる。

そのさい、問題になることの一つは、たとえば、生命倫理においてしばしば問題としてとりあげられてきた「人格」(パーソン)とは何かという問題であろう。この問題はさまざまに論じられてきているが、たとえばカントが「能動的人格」と「受動的人格」とを区別して論じていることは大いに参考になるであろう。また、戦争と平和の倫理においては、なんといっても、平和主義か正戦論かという問題が重要であろう。そのさい、「侵略」や「自衛」といった概念が、諸事例をも考慮しつつ、よりしっかりとした倫理的意味と制約とを与えられていかねばならないであろう。

さらにまた、「戦争と平和の倫理」も「生命倫理」もいずれも、教育の問題と強い関わりをもつといえる。たとえば、コールバーグが提唱した道徳的ディレンマの討議を中心とする道徳授業において、なんらかの具体的な事例(仮想例でもよい)に即して戦争や生命にかかわる問題を討議することは、道徳教育の題材として非常に有益であると思われる。その場合、特に、生命倫理のような主として個人レベルの問題が中心となる領野と戦争・平和のような主として国家レベルの問題とを「生命の尊厳」や「義務の衝突」のような概

念によって関係づけて理解する努力が大切となろう。他方、「いじめ」のような生徒指導上の問題も、暴力として、戦争の問題と密接に関わっている。「いじめ」のような個人レベルの問題の解明は、戦争について考える場合にも大いに参考になるであろう。

母性尊重思想と平和に関する社会学的研究 田間泰子(短期大学部)

昨今の研究、特に社会史・近代化・ジェンダーに関する研究の進展によって、母性の定義は多様化している。(1)生理的機能(妊娠・出産・授乳)に限定するか、心理的な特性とその発現としての諸行動を含むか。(2)必然的に発現するか、何らかの条件が必要か、その条件はどれほど文化社会的な性質のものか。(3)母となった女性に限定されるか、女性すべてが有しているか。その他にも、幾つかの点でその多様性を指摘することができる。そのなかで、私の研究対象とする母性尊重思想とは、(1)においては心理的特性と諸行動を含み、このような母性に基本的には肯定的価値を付与し、全女性にその必然的発現を期待する思想であると定義する。

母性尊重思想の淵源については、以下の諸説がある。(1)日本社会に固有の風土説。これについては、(1)a. 歴史的資料を用いての主張と、(1)b. 深層心理的なレベルでの日本文化の母性性の主張とがある。(2)近代化の過程において、母性尊重思想が普及せられたとする近代化説。これについては、(2)a. 欧米の近代化の模倣の側面の指摘と、(2)b. 日本の近代化に特殊な過程として、特に天皇制との関わりも含めた側面の指摘とがある。その他に、母性を尊重する思想の歴史文化的被拘束性を前提とし、特に近代化や日本風土論には言及せずに、研究の時点での母性尊重思想のありようを分析した研究も存在する。

母性尊重思想は、より具体的には主として次のような資料に見いだすことができる。(1) 明治時代以降の良妻賢母教育を謳う諸資料(女子教育論、家庭教育論などの掲載された諸雑誌・著書他)、(2)女性解放思想家のうち、いわゆる母性主義者の著作(エレン・ケイ、平塚らいてう、高群逸枝など)、(3)15年戦争開始後の国家総動員体制のもとでの、「国家的母性論」を典型とする諸論。戦後では、(4)母親運動・母親大会、(5)主として1950年代から1960年代にかけての育児論・家庭教育論・発達論などがある。

これらの母性尊重思想の共通項は、(1)女性が母親になることの自明視、(2)女性がわが子を愛し、守り育てることの自明視、(3)女性、特に母親が子どもへの愛情の故に自己犠牲的献身・奉仕を行うことの自明視、(4)そのような母性を発現するべき女性への高い価値付与、およびそれに適した社会的地位向上の主張である。

ところで、母性尊重思想が戦前・戦後を通じて存在してきたことから理解されるように、この思想は決して一貫して平和を主張してきたものではなく、ある時には優生思想と通じ、ある時には戦争翼賛に貢献し、他の時には反戦運動に連なるものであった。したがって、母性尊重思想は、一見子ども(ひいては人々)の生命を守り育てるという点において平和を主張するかに思われるが、その「子ども」や「人々」が自民族や優生思想に叶う者とい

うように条件付きとなる可能性を有する限り、平和を支える思想とはなり得ない。母性尊重思想それ自体は、生存権を含む人権の平等性を思想の根幹にもたないからである。また、戦前から戦後の親子心中・子殺しについての諸研究の一端においては、深い母性愛が高じてわが子の殺害に至る経緯として正当化されている。つまり母性尊重思想は、母親によるわが子の殺害を寛恕する傾向を支えることに結果しており、ここにも母性尊重思想がそのままでは平和の実現を推進するものとなり得ないことが窺われる。

太陽紫外線による環境への影響と太陽紫外線量評価 福田和悟(教養部)

CaF₂: Tb焼結体による太陽紫外線の観測および、Ca₅(PO₁)₃F:Tb による紫外線量評価の 可能性を調べるとともにその性能を高める工夫を行い、これらを報告することができた。 紫外線を用いた水質浄化を共同研究者とともに行い一応の成果が得られ、引き続き研究を 行っている。具体的には、「第34回環境工学研究フォーラム」において「紫外線による水 質浄化に関する基礎的研究」を田中武雄(工学部)、木地広海(大学院生)、平塚彰(工 学部)氏らとの連名で発表。「日本物理学会・応用物理学会北陸支部合同講演会」におい て「Ca₅(PO₄)₃F:Tb の熱蛍光」を中村昭一、稲部勝幸(金沢大)氏らとの連名で発表。ま た「Thermally Stimulated Exoelectron Emission and Thermoluminescence of Ca₅(PO₁)₃ F:Tb」をScientific Report of the Opoletechnical University Science Physics, Vol. 20. No240/1977において発表。「太陽紫外線と水質」の題で雑誌「エネルギーレビュー」 第18巻第4号に太陽紫外線と水質の関係および太陽紫外線による水質改善について述べた。 「第45回応用物理学関係連合講演会」において「CaF₂:Tb, CaO:Tbの熱蛍光」の題で冨 田彰宏(大阪電気通信大)と連名で発表した。CaF2: Tb焼結体の感度を改善し、現在測定 しているので、新しい考え方による水質予想が可能であるかどうかが、今年度、明らかに できると考えている。これについても、発表できると考えており、紫外線のみでなく、一 部可視光に感度を有するセンサーも作成できたので、これらを用いた新しい視点からの研 究テーマを見い出すことが今後の課題である。

放射性廃棄物の処理について森 正保(教養部)

はしがき

長期的共同研究「平和研究」に97年度から上記分担課題で研究員として加えて戴いた。 その頃各地で一連の動燃不祥事があり、放射性廃棄物の処理が緊急の課題と考えられた。 その後技術的に調査し、研究計画を立てようとしたが、既に世界中で膨大な研究結果が蓄 積されて方法としては確立されたものが多く、個人の研究としてとても手に負えるもので ないことが分かった。これは今考えれば当然のことで、ただ不明を恥じるばかりである。 ただ、原子力関連施設の相次ぐ事故は、単に技術の問題というよりは、人間の倫理と体 制に関わるいわば人文・社会科学的な側面が非常に重要であると思う。そこで、ここでは そのような面からこの問題を考察して、中間報告としたい。

技術と倫理

本学教養部化学教室の発行する実験指導書の冒頭には次のように記している。

「地下鉄や橋の建設、また化学工業や原子力工業の分野で、設計ミスや手抜き、操作ミスなどは多数の人命にかかわる重大事故を起こしかねない。諸君は将来にわたってこのような事故を防ぐ青務を担っている。」

数年前この文章を入れたころは、工事現場の事故や原子炉の放射能漏れなどが相次いだ。 事実種々の事故被害の巨大化は今や見過ごせない段階に来ている。私は日本の教育制度改 革の一環として、この際理工系のすべての学生にたいして安全教育のために相当程度の時間数をあてることを提唱したい。

社会制度上の問題として

産業活動における大規模な事故や不祥事は人文・社会分野に対する科学技術の不均衡な発展に帰せられることも多い。しかし最近の財政・金融それに動燃の不祥事を見ると、会社や官庁のもつ管理社会や事なかれ主義が科学的合理性や良心を圧殺した、つまり "総務部主導" が諸悪の根源といえなくもない。

処遇の見直し、"飴と鞭"

あの不祥事以来、当然のことながら、世論や新聞などの論調は厳しい。いわば一億総検事時代の感がある。しかし、当事者を責めるだけで事は解決するとは思われない。危険防止に携わる人々には極めて大きい責任と負担がかかるのであるから、全員が制度上の管理者を上回る手当てを与えられて当然だと思う。一方で、危険防止の対策にたいしては別のチェック機関を設け、不備があれば上述の付加的な手当てをカットし、場合によっては罰則金を課する。人間は罰金よりもご褒美の取り上げの方に敏感なのではないか。資格のある一人を放射線取扱い主任や危険物取扱い主任にするだけですませる形式主義は一刻も早く止めるべきだ。

平和教育と民族問題
リングホーファー・マンフレッド(教養部)

97年度の1年間の間に特にネパールでの社会及び教育における民族と人権問題の取り扱いについて、研究を始めた。多民族・多文化の社会であるネパールでは、日常生活及び学校教育において、どのようにその多様性が反映されているかを課題にした。

ネパールでは現在に至るまで、大きな民族問題が発生しなかったため、平和的調和のとれた多民族社会のモデルとして評価したとしても過言ではない。だが1990年の革命によって生まれた民主主義の流れの結果として、多くの民族集団が自民族の見詰め直しを開始し、そして下層身分の民族を中心に、それぞれの民族性(エズニシティ)を次第に強化してきた。幾人かの研究者は、現在のネパールの社会は時限爆弾のような状況におかれていることを指摘している。

その背景に1. 民族問題を真正面から社会で取り扱わなかったこと。2. 1990年の新憲 法におけるネパールが「ヒンズー教国家である」という定義の問題が上げられる。1.の 問題が例えば教育領域においても存在している。学校の(校長)先生が「目標は平等な教 育であり、生徒はみな平等に扱っている、差別が無い」といっている。多文化・多民族教 育の導入が考えられないし、政治的にもその余裕がない。なぜならばネパール語の言語だ けが原則として学校で許されている。国民意識を高めるためと共通の言葉を国民に提供す るのが目的である。しかし、多くの子供がさまざまな要因によって教育を受ける機会がな く、文盲率はネパールで70%前後と言われている。2、3年だけの教育を受けても、母語 が異なるので授業に就いていけないため退学になる。経済的弱者が多いため、人口の4割 は最低生活水準以下の暮しをしているという現実を考慮すると、教育関係者だけでなく、 政治家が国民の生活水準を上げない限り、忠実な国民を育てられないという大きなジレン マに直面している。または、その理想に近づく努力をしても、皮肉なことに、教育によっ て、目が覚めた人々がさらに民族性を刺激される可能性が高い。このような状況を改善す るため運動を展開する各民族の民族運動が今後活発になることだけでなく、宗教に基ずく 対立関係も存在している。現在までリーダーシップを取ってきたヒンズー教とそれによっ て支配されてきた仏教徒(主にチベット系民族)との対立関係も表面化しつつある。筆者 の分析はまだ多少足りないが、16才までの教科書の内容を見ても、このような問題を解決 できる方針が見られず、むしろそれを避ける傾向が出ているのではないかという印象を受 ける。今後、身分差別及び経済格差を原因として多発する可能性のある民族問題をネパー ル社会が解決できる能力をもっていないため、経済及び教育改革が緊急課題であると言え る。

個 人 と 平 和 山田全紀(教養部)

前回の報告で予告されていた研究発表「教育学における普遍性、特殊性、個別性」

(Allgemeinheit, Besonderheit und Individualität in der Pädagogik)は、97年7月3日から5日にかけて、ドイツのヴュルツブルクにおいて開催された特殊教育学シンポジウムの二日目に予定どおり行われた。このシンポジウムは、本研究と数年来交流を深めてきたヴュルツブルク大学特殊教育学研究所(M. タールハマー教授)の呼びかけにより実現したものであり、そのテーマは「教育学の分野における大望-教育学と治療教育学の関

係に向けて」(Zumutungen im Pädagogischen Feld-Zum Verhältnis von Pädagogik und Heilpädagogik)であった。

この発表は本研究のこれまでの展開に応じて二つの課題をもっていた。一つは発表の題目に明らかな「個別性」を敢えて「普遍性」に対して強調するということであり、これは「平和学のための個物論」(平和学論集II)において主張された「個人と平和」の問題に関係するものであった。もう一つは、その発表がドイツ語で行われたことに関係して、「異文化理解のパラドクス」(学会報26)以来の課題、すなわち翻訳理解の可能性を実際に試してみることであった。

発表と討論のために与えられた時間は80分間であった。キルケゴール的な「例外者としての我」(Ich als Ausnahme)の主張を、ヘーゲル的な「我々としての我」(Ich als Wir)に対して際だたせ、しかもそこに逆説的に教育学的意義を見ようとする試みは、予想されたことであるが、特殊教育学を普遍化することにのみ意義を見いだそうとする立場の論者には、80分どころか、一生かけても理解を得られそうになかった。おそらくこの発表が日本で日本語で行われていたとしても、同様の論争になったと予想されるから、第一の課題、すなわち個を強調するという課題は、論争があった分だけ果たせたといえるかもしれない。

しかし、第二の課題については、相変わらずパラドクスに当惑するばかりであった。たった今も、「この発表が日本で日本語で行われていたとしても、同様の論争になったと予想される」といっておきながら、個をめぐる論争は、ドイツ語でしても日本語でしても同じなのか、と問いつめられたら、そもそも考えるということが「同じ様に」ならできると考えることだとでも答えるしか、答えを知らない。「考えるとは異中に同を見ることである」という出隆の言は、その意味で今もなお重みをもっている。「同」を見ようとすればするほど「異」中に見ているのだということを思い知らされるからである。自分で原稿を書いておきながら、次の一文を「正しく訳す」自信が私にはないと告白しなければならない。そもそも何通りにも訳せるということは、どういうことなのか?

Der Einzelne bei Kierkegaard ist die Ausnahme inmitten des Allgemeinen, mit der die allgemeine Ausbildung unmöglichist, aber ohne die sie falsch ist.